

生活保護の申請は国民の権利です

生活保護とは

生活に困窮するすべての国民に対し、健康で文化的な生活水準の保証と、自立の助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度です。



よくある質問

Q 申請すると親族には連絡がいきますか？ ▶ A 扶養が期待できない方に連絡することはありません。

Q 住むところがなくったり、持ち家があっても申請できますか？ ▶ A いずれの方も申請できます。

生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものです。
お困りのときは、ためらわずにご相談ください。

相談・申請窓口

各区の福祉事務所(生活支援課) 月曜日～金曜日
午前8時30分～正午 午後1時～午後5時

緑区にお住まいの人

●緑福祉事務所(緑生活支援課)

橋本・大沢・城山地区

☎ 042-775-8809

緑区西橋本5-3-21
(緑区合同庁舎3階)

津久井・相模湖・藤野地区

☎ 042-780-1407

緑区中野633
(津久井総合事務所本館3階)

中央区にお住まいの人

●中央福祉事務所(中央生活支援課)

☎ 042-707-7056

中央区富士見6-1-20
(あじさい会館5階)

南区にお住まいの人

●南福祉事務所(南生活支援課)

☎ 042-701-7720

南区相模大野6-22-1
(南保健福祉センター3階)

お電話か
直接窓口へ

